

都留市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 25 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 21 号

都留市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

都留市空家等対策の推進に関する条例(平成 28 年都留市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項に定めるもののほか、」及び「の意義」を削り、同項を同条とする。

第 4 条中「当該空家等を利用する見込みがないときは、賃貸、譲渡その他の当該空家等を活用し、又は流通するための取組を行うとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等の適切な管理に」を「周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう」に改める。

第 6 条中「法第 6 条第 1 項」を「法第 7 条第 1 項」に改める。

第 7 条中「前条に規定する空家等対策基本計画の変更並びに実施に関する協議を行うため」を「法第 8 条第 1 項の規定に基づき」に改め、「都留市空家等対策協議会」の次に「(以下「協議会」という。)」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 協議会は、法第 8 条第 1 項に定める協議のほか、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 法第 13 条に規定する措置に関すること。

(2) 法第 22 条に規定する措置に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、法及びこの条例の適正かつ円滑な運用を図るため、市長が必要と認めること。

3 前 2 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条第 1 項中「法第 14 条第 1 項から第 3 項まで」を「法第 22 条」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(管理不全空家等に対する措置)

第 8 条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第 13 条の規定による措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例の一部改正)

2 都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中特定空家等対策審議会委員の項を削る。